

第4回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日時 平成29年11月21日(火) 14:00～15:30

場所 江別市保健センター3階会議室

出席者：【委員】今井委員長、石井委員、岩城委員、工藤委員、小西委員、小林委員、谷藤委員、松本委員、山本委員

※欠席：中川副委員長、白川委員、菅原委員、那須野委員

【市】三上次長、白石室長、四條課長、本多課長、宮崎係長、河崎係長、永利主査

【委託業者】(株)サーベイリサーチセンター 斎藤課長、石橋主任研究員

1. 開会

2. 議事

第5期障がい福祉計画(平成30年度～32年度)及び第1期障がい児福祉計画(平成30年度～32年度)の素案について

3. その他

4. 閉会

本多課長： 皆様おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより第4回江別市障がい福祉計画等策定委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は13名中9名で、半数以上が出席しており、委員会要綱第5条第3項の規定により、委員会は有効に成立していることを申し添えます。

続いて、本日の配付資料を確認させていただきます。事前送付資料として、資料1「障がい者支援・えべつ21プラン（素案）」、本日配付資料として、素案に対する「意見書」を用意しております。よろしいでしょうか。

それでは、この後の進行は、今井委員長にお願いいたします。

委員長： 皆様、こんにちは。早いもので、本日で4回目となりました。素案が出てまいりましたので、時間が許す限り、委員の皆様と確認をしていきたいと思っております。

本日は傍聴希望者が3名おりますので、入室を許可いたします。

（傍聴者入室）

では、議事に入ります。次第2の議事、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

永利主査： 資料1「障がい者支援・えべつ21プラン」をご覧ください。目次ですが、構成は第1章から第7章までとなっております。本日は、章ごとにご説明させていただきます。

それでは1ページ、第1章計画の策定に当たってでございますが、こちらは第1回策定委員会でご説明した内容等をまとめた部分でございます。委員会で説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、7ページ、第2章障がい児・者を取り巻く状況をご覧ください。こちらは、第2回及び第3回の委員会でご説明した内容等をまとめたものでございます。素案の作成に当たり、一部修正した内容についてのみご説明させていただきます。

14ページの（5）障がい児をご覧ください。第3回策定委員会でご指摘をいただいた内容を反映し、18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数を図表に加えております。ただし、精神障がいのある児童は人数が少ないため、知的障がい児と合算した人数で掲載しております。説明は以上でございます。

委員長： 第1章と第2章について事務局から説明がございました。委員の皆様からご意見・ご質問はございませんか。

石井委員： 第1章の表記の仕方について確認したいのですが、1. 計画作成の趣旨・背景の中に、「(以下、障害者総合支援法と言います。)」と表記されていますが、公文書では、「(平成〇年法律第〇号)「障害者総合支援法」。」とするのが正式な表記方法ではないでしょうか。

本多課長： 公用文ではご指摘のとおり表記をしております。ただし、この計画書は広く市民の方々にもご覧いただくものでございますので、そこまで公用文と同じ表記にする必要はないと考えております。しかしながら、冒頭は正式な法律を明確にするという意味で、「平成何年第何号」といった表記が必要かもしれません。冒頭部分のみに入れるような方向で検討させていただきます。

石井委員： それから、「(以下、障害者総合支援法と言います。)」の「言います」という表記ですが、通常は漢字で表記しないのではないのでしょうか。市民の皆様にはわかりやすくということも理解できますが、私は漢字ではなく、ひらがなで「いいます」が正しい表記だと思います。

委員長： まず、1点目の法律の正式な表記の仕方は、難しい文章ではご指摘のと通りの表記がよく見られますが、一般市民の方が目を通す文章であるという趣旨からすると、個人的にはこの表記でも問題ないかと思えます。

2点目は、確かに「言う」はひらがなの表記が適当であると感じました。委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。(特になし)

委員長： 委員の皆様から特にご意見がないようでしたら、以上を踏まえて事務局に検討していただくということでよろしいでしょうか。(委員承認)

他にこの第1章、第2章についてご意見等はございませんか。

石井委員： 2ページでは、「障害者差別解消法」の成立」と「難病医療法」の施行」と書かれていますが、ここは表現を揃えた方が良くはないのでしょうか。表現の統一をお願いします。

本多課長： 表現については、ご指摘の趣旨を踏まえ、今回のご指摘以外につきましても精査させていただきます。

石井委員： それから3ページの図では、各計画が江別市総合計画の下に位置づけされているように見えます。総合計画の下に地域福祉計画や高齢者総合計画、子ども・子育て支援事業計画などがありますが、序列があるのでしょうか。序列があるのだとすれば、地域福祉計画は章立てにはなっていないはずですから、下位計画である障がい福祉計画が章立てになっていることに違和感があるのですが。

本多課長： 地域福祉計画については、障がい者、高齢者、児童福祉の分野など社会福祉の共通課題を解決していく計画であり、対象となる方の違いであって、その他の計画との間に序列はないものと認識しております。今回のご指摘に対し、すぐに回答できることは今お答えした内容になりますが、よろしいでしょうか。

石井委員： その他の計画は、章立てで構成されているかどうかおわかりでしょうか。

四條課長： 子ども・子育て支援事業計画は章立てをしております。

本多課長： 地域福祉計画は、前回の策定に携わっていただいた石井委員がおっしゃるとおり章立てではございません。また、高齢者総合計画は章立てになっております。障がい福祉計画について章立ての構成はどうかというご意見ですが、委員の皆様のご意見もお伺いして、章立てについて検討させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

石井委員： 私は章立てが良くないと申し上げておりません。章の下に1節、2節…と書くべきことがあれば章立ても通じますが、目次を見ると1項目、言い換えれば1節しかないものがあります。市民の皆様にはわかりやすくするためには章立ても良いですが、なるべく集約した形で構成した方が障がいのある方の家族をはじめ、私たちが見やすい形になると思います。再度申し上げますが、章の下に何節かあればよいのですが、1、2項目しかないものがあります。そして節という言葉も使われてはおりません。

私は前回の地域福祉計画の策定に委員として参加していたのですが、それまでは地域福祉計画も章立てとなっていました。市民が目にする公文書の作成は簡素化した方がよいということで、章立てをやめた方がいいのではと意見をいたしました。そういう経緯があるので、先程、地域福祉計画や高齢者総合計画に序列があるのかと聞いた次第でございます。

委員長： それに対して事務局では序列があるとは捉えていないことと、計画によって章立てになっているものとそうでないものがあることの説明がございました。

そこで、章立てについては、今回の事務局の説明は章ごとに説明し質疑応答をしているので、

全体を見ていただいたあと、また議論したいと思いますがよろしいでしょうか。

石井委員： はい、結構です。

委員長： その他に第1章、第2章の内容についてはいかがでしょうか。(特になし)

では、私から1点だけ確認させていただきます。2ページの各法律の説明文の最後にある「平成〇年〇月から施行」に「カッコ()」がついているものについていないものがありますが、何か意味があるのでしょうか。

本多課長： 特に意味はございません。表記はできる限り統一いたします。

委員長： 他にはございませんか。(特になし)

それでは引き続き、事務局から第3章の説明をお願いします。

永利主査： それでは20ページ、第3章障がい福祉施策などの進捗状況をご覧ください。こちらは、第2回策定委員会で説明した内容等をまとめたものでございます。素案の作成に当たり、修正した内容についてのみご説明させていただきます。

まず、22ページ、①福祉施設から一般就労への移行をご覧ください。前回の委員会では提示できませんでした平成28年度一般就労移行者数の実績について、北海道から資料提供がございました。平成28年度に福祉施設から一般就労した方は、21人との報告がありましたので記載しております。

23ページ、③就労移行支援事業所ごとの就労移行率をご覧ください。同じく北海道から資料提供がありまして、平成28年度における就労移行率3割以上の事業所数は1箇所との報告があったことから記載しております。

以下、24ページから27ページまでは、前回の委員会で説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。以上でございます。

委員長： 今の事務局の説明に対し、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。(特になし)

それでは引き続き、事務局から第4章の説明をお願いします。

永利主査： 28ページ、第4章障がい福祉の課題をご覧ください。こちらは第3回策定委員会で説明した内容でございます。35ページまでは委員会で説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

続いて36ページ、2. 団体ヒアリングの結果をご覧ください。平成29年10月30日に江別手をつなぐ育成会、江別聴覚障害者協会、江別視覚障害者福祉協会、江別身体障害者福祉協会の4団体にヒアリングを実施いたしました。ヒアリング項目は、前回の計画策定時との比較も兼ねて同じ内容の項目となっております。なお、江別精神障害者回復者クラブ江別空色クラブは同日に都合がつかず、平成29年11月15日に別途ヒアリングを実施しております。ヒアリングの内容は、概ね他の団体と同様の意見となっております。

また、障がい児を対象とした関連団体として、江別市特別支援学級親の会へのヒアリングを11月28日に予定しております。次回の委員会で結果を報告させていただきます。

それでは、ヒアリングの中で挙げられた主な意見・要望をご報告いたします。

1点目、緊急時や災害時の対応についてでございますが、緊急時や災害時に、誰もがスムーズに情報伝達を行える仕組みづくりに対する意見がございました。

2点目、生活環境の整備と生活支援についてでございますが、歩道のバリアフリー化や音声信号の整備等、誰もが安全に生活できる環境づくりをはじめとした計6点の意見がございました。

3点目、雇用や就労についてでございますが、福祉的就労事業所の増設及び事業所情報の充実などの意見がございました。

4点目、障がいへの理解や交流についてでございますが、手話に関する理解を広めるための様々な啓発など計5点の意見がございました。

最後に、保健・医療についてでございますが、医療費助成の充実などの意見がございました。

続いて38ページ、3. 課題の整理をご覧ください。意向調査及びヒアリングの結果から、障がい福祉施策における課題を整理したものでございます。

(1) 相談支援と情報提供の充実は、団体ヒアリングの「緊急時や災害時の対応について」及び「生活環境の整備と生活支援について」に応じる課題でございます。

(2) 保護者や家族を含めたニーズに合った福祉サービスの提供は、「生活環境の整備と生活支援について」に応じる課題でございます。

(3) 障がい児支援の充実は、「意向調査」から分析した結果をまとめた課題でございます。

(4) 日中活動や生活の場の充実は、「生活環境の整備と生活支援について」及び「雇用や就労について」に応じる課題でございます。

(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくりは、「障がいへの理解や交流」及び「保健・医療について」に応じる課題でございます。

なお、今ご説明した内容は、障がい福祉計画に関する課題の部分でもあることから、前回の委員会と同様に、委員の皆様の率直なご意見等をお聞かせいただきたいと思っております。説明は以上でございます。

委員長： 課題については、前回の委員会でも時間をかけて議論した部分です。委員の皆様のご意見・ご質問をお願いいたします。

石井委員： 36ページの団体ヒアリングの結果ですが、この実施概要を見ると、前回の計画では「対象団体」と表記されていましたが、今回は「参加団体」と表記されています。団体はどのようにして選ばれたのでしょうか。

また、団体名の並び順についてですが、江別身体障害者福祉協会が、視覚障害者福祉協会及び聴覚障害者協会よりあとに表記されております。本来、どこの市町村にもある身体障害者福祉協会を上位に位置付け、その下に各種協会の団体があるものかと思っております。団体名の並び順はこれで問題ないのでしょうか。

それと37ページの雇用や就労についてに記載されている「ジョブコーチ」の意味を教えてください。

本多課長： まず、ヒアリング団体についてでございますが、記載の団体に対して事務局側から依頼してお越しいただいたため、ヒアリングを設定した場に来ていただいたという意味では参加となりますので、「参加団体」と表記しております。

次に団体名の記載順ですが、江別身体障害者福祉協会は身体障がい者という広い括りとなりますが、視覚や聴覚などとどちらが上位とは考えておらず、それぞれの協会がございまして、幅広くご意見をお伺いしたいということで参加団体として依頼しております。協会の位置付けがあるわけではございませんので、五十音順で再度整理したいと考えます。

山本委員： 「ジョブコーチ」についてですが、障がいのある方が就労した際に、就労側、雇用側の双方に不安感がある中で、その橋渡し役を担う人のことでございます。企業の面談にご本人様と同席したり、仕事の躰みや人間関係構築の支援をしたりしております。企業側には、雇用管理

していく中で、ご本人様への指導方法や他の従業員との関わり方の支援を行っております。障がいのある方が本人らしく働きながら定着することを目指し、お互いの不安感の橋渡しをしながら解決していく役割を担う人材でございます。

四條課長： 前回の計画でもわかりづらい言葉は、資料編に用語解説を列記しております。「ジョブコーチ」がわかりづらいという意見がございましたので、用語解説に掲載させていただきます。

委員長： 「参加団体」と表記した趣旨、それと団体の並び順は五十音で掲載することでよろしいですか。また、「ジョブコーチ」は最後の用語解説に加えていただくということです。

石井委員： はい、結構です。

それと38ページ、(1) 相談支援と情報提供の充実の本文にある「敷居の低さ」という表現ですが、公文書としてこの表現は適切でしょうか。あわせて、(2) 保護者や家族を含めたニーズに合った福祉サービスの提供の本文にある「気持ちに寄り添った」という表現もいかがでしょうか。

また、(4) 日中活動や生活の場の充実の本文にある「障がいの程度や特性」という言葉ですが、“特性”という表現の仕方も一般的により意味で使われるものなのでしょうか。

委員長： 石井委員は、今の意見の対案はありますか。「敷居の低さ」という言葉を使わないとすれば、どのような言葉が適当だとお考えでしょうか。

石井委員： 考えましたが、特にございませんでした。

委員長： では、「寄り添った」はいかがでしょうか。

石井委員： 良い言葉ではあっても、公文書ですので、公文書らしい表現の仕方が必要であると私は思っています。

委員長： 3点目の“特性”はニュアンスが異なっていて、公文書云々の問題ではなく“特性”という言葉の表現が適切かどうかというご意見ですね。

本多課長： 「障がいの程度や特性」という表現は、事務局としては比較的使用しており、ここでいう“特性”とは、身体、知的、精神、発達障がいといった障がいの内容であるとか、その方の状況に応じたといった意味でございます。しかし、その言い方に馴染みのない方にとっては、違う捉え方をされるかもしれないということは、ご意見を伺っていて感じました。多くの市民の方々がご覧になる計画ですので、公文書という観点だけではなく、様々な方にとってわかりやすく理解しやすいということを考えながら、「敷居の低さ」や「寄り添った」という表現も含めて文言を整理していきたいと思っております。

工藤委員： 私は、“特性”という言葉はなるべく胸を張って使いたいと思っています。障がいがあることも“個性”である、そういう社会を目指しているという考え方があると思います。障がいを自分の“特性”として捉えて前向きに生きようとしており、それを皆で認め合おうという社会を目指しているのだというニュアンスが含まれているのではないかと個人的に思います。

委員長： ここは委員の皆様から忌憚のないご意見を伺ってみたいと思います。ご自由に発言いただいても結構ですが、どなたかいらっしゃいませんか。

小西委員： 今、“障害”という言葉も、多くの自治体で“障がい”と平仮名で表記しているように、文字にも配慮する時代が来ていると思っています。私たちもよく“特性”という言葉を使わせていただいております、障がいも1つの“個性”という捉え方もしていますので、“特性”という言葉を使うことに疑問は特にございません。今ここで計画を立てている対象の方たちに対する私たちなりの配慮と捉えています。

委員長： プラスに捉えた配慮ということですね。

小林委員： 私も2つの障がいのある方の団体と関わりを持っているのですが、その人たちは障がいがあることは、自分たちの持って生まれた“特徴”なので、前向きに生きているという話をする方が多くいらっしゃいます。従って、このままで良いのではないかと思います。

委員長： 他の委員の皆様はいかがでしょう。

谷藤委員： 障がいをお持ちの方、特に児童については、“発達特性”と表記しているものも最近は多くなっております。私たちとしては一般的に“特性”という言葉を使っているものですから、それほど違和感がございません。また、意向調査では、「発達特性に応じた支援をしてほしい」といった意見が挙げられていることから、違和感はないと思います。個人的には、むしろ使っていただく方が良くと思います。

山本委員： “特性”という表現に対して委員の皆様からの意見だけでも色々な感じ方がある中で、私たちは支援する側にいながら、“特性”という言葉が良いか悪いか考えることなく普段からよく使っているのだなと思いながら聞いておりました。

また、障がいの“特性”とは、環境も要因として関わっていることから、“特性”という表現以外にも障がいの“状況”とか“程度”という表現も良く使われるかと思えます。“特性”という言葉は、環境でもあるし、ご本人様のことでもあるし、そうした制度のことでもあるし、様々な状況で成り立っているのだということから、様々な捉え方ができるのではないかと感じました。

委員長： ありがとうございます。本日議論が尽くせなかったことについては、締め切りを決めて事務局にファックス等で送るという説明が後程あると思います。私は会議が閉会した直後から委員長という立ち位置ではなくなるので、私なりの考えを事務局に送らせてください。

同じく、「敷居の低さ」という表現や「寄り添った支援」という表現も委員の皆様は宿題として、良い表現が思いついた方がいれば事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、引き続き事務局から第5章の説明をお願いします。

永利主査： 40ページ、第5章計画の基本的な考え方については、第1回策定委員会で説明しました計画の期間中である第4期障がい者福祉計画についてまとめた部分でございますので、説明は割愛させていただきます。

42ページ、第6章障がい福祉計画及び障がい児福祉計画をご覧ください。こちらは第2回及び第3回策定委員会の内容をまとめたものでございます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行は、平成28年度末の施設入所者数のうち9%以上を地域生活へ移行することが目標値とされているため、18人が地域生活へ移行し、入所者数は4人減少し、191人となることが目標値となります。また、地域生活への移行を進めるに当たり、安心して生活できる日中活動の場を確保し、市民の障がいに対する理解を深めるための啓発活動に努めてまいります。

43ページ、(2) 福祉施設から一般就労への移行等をご覧ください。一般就労移行者数は、平成28年度実績の1.5倍以上となる12人が一般就労することが目標値となります。また、就労移行支援事業利用者は、平成28年度実績の2割以上増加となる110人となることを目標値として設定しております。障がいのある方の就労支援では、障がいの程度、能力や意欲に応じた就労の場を提供し、関係機関と連携し継続的に取り組むよう努めてまいります。

宮崎係長： 44ページ、(3) 障がい児支援の提供体制の整備についてですが、第1回策定委員会で説

明したとおり、児童福祉法の改正を受け、国の基本指針が改正されたところがございます。改正された基本指針において、国は都道府県及び市町村に医療的ケアを要する等の重度の障がいのあるお子さんが、地域で安全に安心して過ごせるよう支援体制の整備を求めているところがございます。この内容を受け、44ページに記載のとおり重度障がいのあるお子さんたちが地域で安全に暮らせるための体制整備を行うため、必要な目標値等を記載しております。

また、表の下の本文では、今後の方向性として、これらの重度の障がいのあるお子さんが地域で安心して生活するためには、広域的な利用調整又は医療や教育など多分野に渡る調整が必要となることから、北海道等と連携しながらしっかりした支援ができるような体制を目指していくということを方向性として記載させていただきました。

永利主査： 続いて45ページ、障がい福祉サービスの見込み量と今後の取組みの方向性をご覧ください。こちらは、各サービスの概要と見込み量を掲載しておりますが、これまでご説明した内容と重複するため説明を一部割愛させていただきます。

48ページ、今後の取組みの方向性をご覧ください。障がい福祉サービスの見込み量を達成するために、障がいのある方が住み慣れた地域で日常生活を送るためには、ニーズやライフステージに応じた支援や、介護者や支援者への負担軽減も重要なことから、事業所や関係機関と連携して体制を整備すると共に、情報をわかりやすく提供するよう努めてまいります。

宮崎係長： 49ページ、障害児通所支援の見込み量と今後の取組みの方向性については、第3回策定委員会で説明したとおりですので、割愛させていただきます。

50ページ、今後の取組みの方向性として、障がいのあるお子さんが、保育、教育、就労とライフステージが変化しても切れ目のない支援ができる体制を整備するため、関係機関の連携や家族を含めたきめ細やかな支援を行うための相談支援の充実といったことが求められていることから、これらを充実させるための方向性を定めております。

永利主査： 51ページ、地域生活支援事業の見込み量と今後の取組みの方向性ですが、各サービスの概要と見込み量はこれまで説明した内容と重複いたしますので、説明を一部割愛させていただきます。

53ページ、今後の取組みの方向性をご覧ください。障がいのある方がその人にあった自立した日常生活を営むために、必要なときに必要なサービスを受けることができるよう支援体制の整備に努めてまいります。

これまでご説明いたしました障害福祉サービス、障害児通所支援や地域生活支援事業の見込み量を基に、今後の取組みの方向性を記載した重要な部分になりますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。説明は以上でございます。

委員長： 今、説明をいただいた内容について、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

岩城委員： 42ページ、(1)施設入所者の地域生活への移行ですが、受け皿となる居住の場を確保する必要があるのは当然ですが、家族で介護されている方も多くいらっしゃると思います。受け皿を増やすのは必要ですが、当事者本人の収入で生活を賄える状況ではない、親がいなくても生活していけるだけの経済状況ではない方の支援も同時に考えていただきたいと思います。

本多課長： 経済状況については、その方の収入、社会保障や障害年金等色々なものが関わる非常に難しい問題かと思えます。市では、一般就労を目指したり、B型からA型に移行したり、B型を継続利用されている方でも少しでも工賃がアップするよう取り組んでまいりましたし、今後も取り組んでいく必要があると思っております。

また、サービス利用料の自己負担については、所得税非課税の方は1割の自己負担がないといった軽減措置もございますので、総合的に判断していく必要があると思っております。

委員長： 計画ではこの内容はどうしても入れ込みたいと思っても、現実的な予算の問題もあるでしょうし、サービス利用の自己負担は国で決めていることなので、市の計画に記載するというのは難しいところですね。

本多課長： 追加になりますが、第7章には、(2) 支援体制の強化、(3) 財政基盤の確立を記載しており、他の団体との連携を深めていくことや、財政基盤を確立するために国や北海道に求めていくといった記載をさせていただいております。

委員長： 私も第7章の部分を見ていたのですが、利用者の経済的な負担について見落としているわけではないようです。ただ、そういうことの確立を目指しているということが現段階では書ける限度かと思います。他にいかがでしょうか。(特になし)

私から1点確認がございます。43ページ、一般就労移行者、就労移行支援事業利用者のそれぞれの目標値についての表記ですが、一般就労移行者は「平成28年度実績の1.5倍以上」、就労移行支援事業利用者は「平成28年度末実績の2割以上増加」と表記が統一されておられません。いかがでしょうか。

本多課長： 目標値の考え方は国から計画策定に当たっての指針が出ており、指針で定められた表記をそのまま記載しているためでございます。ただし、意味が同じであれば表記を揃えるのは可能であるかと思えます。

委員長： 指針で決められているのであれば、それ以上申し上げることはございません。

もう1点、48ページに示された今後の取組みの方向性に書かれていることはとても重要です。従って、この「今後の取組みの方向性」という標題をもう少し目立つようにされた方が適切ではと思いますが、いかがでしょうか。

本多課長： 確かに現状では内容の重要性の割に強調の度合いが不足しておりますので、見栄えは工夫させていただきます。

委員長： それでは他にないようであれば、第7章の説明を事務局からお願いします。

永利主査： 54ページ、第7章計画の実現に向けてをご覧ください。障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりについては、地域における支え合いの強化や障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮に努めてまいります。

障がいのある方を支える持続可能な基盤づくりについてですが、達成状況の検証及び評価を実施し、支援体制の強化や財政基盤の確立に努めてまいります。

これまでの過程を経て、計画の実現に向けて重点的に取り組むべきことをまとめた部分であり、計画のまとめの部分でございますので、委員の皆様の率直なご意見を伺いたいと思えます。説明は以上でございます。

委員長： 計画の実現に向けて今後どのようなことに重点的に取り組むかということを示しているとても重要な部分です。委員の皆様のご意見・ご質問をお願いいたします。

石井委員： ここは大事な文面だと思い、何度も読み返したのですが、コンパクトにまとめてあり、とてもわかりやすく書かれているので良いと思えます。

しかしながら、1点だけ確認がございます。54ページの(1) 地域における支え合いの強化の本文1行目には「安全・安心」、3段落目には「安心安全」と書かれていますが、この表記の違いは何でしょうか。

四條課長： 今のご指摘は全体を通じて配慮すべき点であると考えております。表記の相違は、全般的に再度確認させていただきます。

また、委員の皆様もお気づきの点がございましたら、事務局までご連絡ください。修正の参考とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長： 他に第7章についてご意見・ご質問はございますか。(特になし)

それでは、先程議論になりました章立ての件ですが、章立てにすることに委員の皆様は違和感がございますか。

石井委員： その前に追加でいくつか質問がございます。

委員長： 第7章についての質問ですか。

石井委員： いえ、素案全体を通じてですが、たいしたことではございません。

委員長： わかりました、どうぞ。

石井委員： まず、6ページの図に市議会が入っていますが、なぜ市議会が入っているのでしょうか。市議会は権限としてあるのは議決権です。この計画そのもの、あるいは計画の実施に向けて、市議会はどうか関わってくるのでしょうか。

それと前回の会議で、“障がい者”には“障がい児”も含まれているので、併記できないかという質問をさせていただきましたが、その回答がまだ得られておりません。

また、全体をとおしていずれの表もそうですが、表の一番左上隅が空白で、斜め線が入っておりません。これは意識して入れていないのでしょうか。

本多課長： 市が策定する計画は、いずれも基本的に市議会の常任委員会にも適宜報告しております。

「障がい者支援・えべつ21プラン」も来週には常任委員会に素案を提出し、市議会議員の方からもご意見をいただきます。そこで出された意見も踏まえて計画を策定していくという方針で行っております。そうした関わりがあるということで記載しております。

また、表の左上マスの部分は、全てに「区分」という文言を入れていきたいと思っております。

さらに、7ページ、第2章「障がい児・者」ですが、これまでに提示した資料では、「障がい者を取り巻く状況」と表記されていましたが、記載内容には障がい児も含まれていることから、「障がい児・者を取り巻く状況」と章題を修正したところでございます。

石井委員： もう1点お聞きしますが、市議会の常任委員会では、計画は議決事項ではないということですね。本計画は、議決は要さないけれども、策定委員の意見を聞いて策定しているという報告事項と捉えてよろしいでしょうか。

本多課長： おっしゃるとおりでございます。

委員長： では、最後に章立てになっていることについて、委員の皆様は違和感がございますか。

石井委員： 本来、公文書を作成する際、法律であれば50条以上になる場合、“章”をつけるという国の指針がございます。市税条例などは何百条とあるので“章”がついているはずですが、それ以外の市の条例にはおそらく“章”はついていないと思っております。私は以前からこのような文章でも、同様に適用しなさいと指導を受けてきていることもあって申し上げているのですが、“章”をつけるのがダメだというわけではありません。ただ、“章”以下の構成が“節”だとすれば全部で22節ですが、各章で1節又は2節しかない“章”もあります。つまり、7章立てが悪いというのではなくて、もっと圧縮できないかという見方をしているわけです。

委員長： むしろそちらの方がポイントということですね。“章”という言葉を用いるより、現在の7章立てをもっと整理してまとめられるのではないかとということでもよろしいでしょうか。

石井委員： 私はそのようにされた方が良いと思っております。

委員長： それは可能かどうか、事務局に検討していただくということでもよろしいですか。ただ、私がこれまでに何度か障がい福祉計画の策定に関係してきた経験では、ほとんど章立ての構成でしたし、今回の素案の構成を整理して新たにまとめていくのは難しいと思っております。これは事務局で吟味していただき、短くするのが難しいようであれば、その旨を次回にお伝えいただくということでもよろしいですか。

四條課長： 今の石井委員のお話にもありました“章”や“節”は条例等々での技術的なところで用いられることがあることは承知しております。計画の構成に関しては、1つの主題において述べる、次に別の主題について述べるという区切りの意味で、“章”という言葉で表現しており、その言葉にこだわってつけたものではございません。先程お話があったように必ずしも“章”でなくても良いと思っております。

今回は“章”という言葉が、条例や法の体系等で用いられるものと混同するので使わない方が良いという意図ではなく、例えば、第2章と第3章を技術的にうまくまとめることができないか、もっと簡素な計画にすることができないかという意図の意見であると受け止めてよろしいでしょうか。

石井委員： ぜひそのように検討していただきたいと思えます。

委員長： それでは本日も皆さんの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。限られた時間でしたが、時間内でどうしても伝えられなかったこと、委員会後に思いついた表現等がありましたら、12月1日（金）までに意見書を用いてファックス、郵送、持参や電子メールにて提出いただきたいということです。

次第3のその他に入りますが、委員の皆様から何かございますか。（特になし）

それでは事務局から、連絡事項をお願いいたします。

宮崎係長： 次回の日程ですが、毎月開催となっておりますご負担をおかけしますが、12月15日（金）午前10時から開催したいと考えております。場所等については調整いたしまして改めてご連絡を差し上げたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

本日いただいたご意見と12月1日（金）までにいただく意見書によるご意見を含めて、本日の素案を修正し、次回、再度委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

委員長： 以上で本日協議すべき議事は全て終了いたしました。皆様、お疲れ様でした。